

# 初期本土空襲から見る日本の防空体制における問題と限界 -1938年の九州への中国軍機来襲を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2019-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小谷, 怜央 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/20001">http://hdl.handle.net/10291/20001</a>

# 初期本土空襲から見る日本の防空体制における問題と限界 ——1938年の九州への中国軍機来襲を中心に——

## Problems and limits of the Japanese air defense system by early mainland air raids

——With a focus on the air raid to Kyusyu by the Chinese air force in 1938——

博士前期課程 史学専攻 2018年度入学

小 谷 怜 央

KOTANI Reo

### 【論文要旨】

1942年4月18日に米軍が行ったドーリットル空襲は、日本の主要都市に物理的被害をもたらした日本国民に大きな衝撃を与えた日本本土初空襲として知られているが、その4年前の1938年5月20日、中国軍機によって熊本県、宮崎県に対する伝単の散布という形で、既に本土初空襲が行われていたことはほとんど知られていない。この空襲で日本側は、侵入機に対する迎撃や追撃等の防空作戦を展開することができず、空襲警報を鳴らせなかった。その10日後に起きた国籍不明機の侵入では、日本側は空襲警報を鳴らせたものの侵入機の国籍を特定できず、またしても防空作戦を展開できなかった。

当時日本国内は戦勝ムードに浸っており、空襲を軽視した見方が一般的であったが、2度の空襲を経た内務省計画局は、空襲時の避難を認めず防火活動に従事させる旨を記した内務省防空通牒の通達を中心に、防空体制の整備を図った。また西部防衛司令部では警報伝達を中心にした防空訓練を実行しており、空襲における反省を生かした行動が確認できる。しかし、本土防空の中心となるはずの陸軍では極端な攻勢思想が主流であり、空襲を問題視していた人々ですらもその思想から抜け出せない現状であった。日中戦争が比較的有利な戦況にあり、本土防空の制空権を日本が維持しているにも関わらず交戦国の軍用機の侵入を許すという、本来は大きな問題になるはずのこの空襲を忘却ないし隠蔽させ、内務省の防空体制の整備に足並みを揃えることを可能にしなかった陸軍の思想と内務省の対応の間における乖離に加えて、当時ヨーロッパで注視されていた伝単による思想戦の軽視に、日本の初期防空における問題と限界の一端が見えた。

【キーワード】 中国軍機の九州来襲 防空体制 攻勢思想 参謀本部第四課 LZ 通信

## はじめに

1942年4月18日、ジミー・ドゥーリットル中佐の指揮を受けたアメリカ陸軍の爆撃機が、東京、名古屋、大阪などの日本の主要都市を初めて爆撃して物理的被害を与え、日本は大きな衝撃を受けた。この事件はいわゆる「ドゥーリットル空襲」として記録されており、日本国内に与えた心理的影響はすさまじいものであった。

しかし、この空襲から4年前にも日本本土が空襲されたことはほとんど知られていない。1938年5月20日早朝に、九州に中国軍機2機が侵入し、空襲を行った。注目すべきは、中国軍機が投下したのは爆弾ではなく伝単であり、物理的な被害を与えるための空襲ではなかったということだ。中国側では、この空襲は一滴の血も流すことなく終わったため、「人道飛行」と呼ばれている<sup>(1)</sup>。そして、この時に投下された伝単を作成したのは、中国国民政府下にて日本軍捕虜を動員して反戦運動を展開した、鹿地亘という人物であった<sup>(2)</sup>。また、10日後の5月30日にも国籍不明機が鹿児島方面に来襲しており、再び日本本土に敵機の侵入を許してしまう結果となった。

日本軍は当時、中国戦線において徐州作戦で勝利を取っており、戦況は比較的優位であった。当然、日本本土の制空権は日本のものであったが、本空襲は日本本土に交戦国の軍用機を侵入させてしまい、一切の迎撃及び追撃を行えず空襲警報すら鳴らせなかったという、本来なら大きな問題になるはずの事件であったにもかかわらず、基本的に忘却ないし隠蔽されてしまう。日本の初期防空体制において大きな問題になりえた本空襲の実態と、それを受けた日本国内の反応とその後の防空体制に与えた変化と、現状維持ないし軽視されたことを分析していくことで、日本の初期防空体制が孕んでいた問題と限界を浮かび上がらせることが、本論文の目的である。

防空に関する先行研究は、これまでに様々な蓄積がある。対空防衛火砲を備え、所要の監視・警戒網を設置し所要の防空戦闘機を配して敵機を迎撃する、すなわち軍の防空作戦を示す軍防空<sup>(3)</sup>の研究は、その基礎研究として『戦史叢書 本土防空作戦』があげられる。ここでは、大正期の防空構想発足時からアジア・太平洋戦争終了時までの軍防空を中心とする通時的研究を行っている。また、本論文で扱う中国軍機の九州来襲に関しては、一連の経過と参謀本部第一部第四課の空襲に対する危機意識について言及している<sup>(4)</sup>。また、浄法寺朝美氏は『日本防空史』において、軍防空とともに、一般市民の協力する防空、または一般市民が行う防空である民防空<sup>(5)</sup>についても論じている。しかし、太平洋戦争開戦以前の話はあまり詳しく触れられておらず、中国軍機の九州来襲についても年表で触れられているだけにとどまっている<sup>(6)</sup>。

また、軍防空研究に派生して、防空思想の研究も存在する。柳澤潤氏は日本における防空思想の変遷を大正期から戦争末期まで通時的に確認し、その攻勢主義思想を明らかにするとともに、陸軍が防空への危機認識を軽視した理由として、陸軍首脳部において対米戦の想定がなかったことを明らかにしており、空襲の惨禍を日米開戦時に予測していなかったと述べる<sup>(7)</sup>。

民防空では、総力戦体制下における国民動員の研究において国民防空をとらえていく中で、最近

の研究として土田宏成氏と黒田康弘氏の研究があげられる。土田氏は、日本における空襲は関東大震災の被害との類似性を見出した防空関係者によって国民に宣伝されていったとして、日本における防空認識の端緒を明らかにしている。また防空演習の導入と定着、防護団の組織過程とその役割、防空法の成立過程とそこにおける陸軍と内務省の対立、警防団の成立理由とその過程について、それぞれ時代背景や組織の関係など多角的な面から軍と国民の関係を明らかにする。そして国民防空の成立過程を追うことで、軍事分野の戦場と一般行政分野の銃後という区分が、空襲による国土の戦場化で崩れてしまう中で生ずる国務と統帥の問題についても迫っている<sup>(8)</sup>。なお、土田氏は国民防空について、内務省警保局刑務課長館林三喜男が『防空総論』において示した認識に則り、その定義を「空襲によって生ずる危害を防止し、またはそれによる被害を軽減するため、陸海軍の行う防衛に即応して、国民が行わなければならない行為である」としている<sup>(9)</sup>。また黒田氏は、木造過密都市である東京における空襲の危険性に対する国や東京市の認識とその対策に注目し、都市の耐火建築や防火改修計画といった都市計画の面からこれを明らかにすることで、日本政府の国民保護への配慮の程度を明確にする<sup>(10)</sup>。

そして、本論文で扱う1938年の中国軍機の九州来襲に関する先行研究については、萩原充氏と家近亮子氏があげられる。萩原氏は当時の中国空軍の状況からこの空襲をとらえ、中国空軍の戦力不足や作戦遂行能力の低下から、中国空軍の九州来襲は場当たりのなものであるとして、航空作戦における本空襲と、中国空軍全体の問題を論じている<sup>(11)</sup>。また家近氏は、蒋介石の外交戦略の一環である「人道飛行」の面から中国軍機の九州来襲をとらえ、その目的を、爆弾を落とさず伝単を散布することで直接日本国民に反戦を訴えると同時に、対内的には中国軍機が日本に到達して作戦行動をとった事実を以て中国国民の士気を高揚させ、対外的には中国空軍の中国を基地としての日本空爆の可能性と有効性をアピールすることであったとしており、また中国側の「人道飛行」に関する報道の誤りも指摘している<sup>(12)</sup>。

以上を踏まえて本論文は、以下のように構成されている。第1章では、中国軍機の九州来襲と国籍不明機の侵入における当時の状況と、伝単が散布された地域について分析し、また国内の報道と反応について確認していくことで、日本における本空襲の実態を明らかにしていく。そして第2章では、本空襲が行われたことで日本国内において改善が図られたことと、現状維持のまま進んでいくことになってしまったことを確認することで、日本の初期防空体制において本空襲が果たした役割と、それでも払拭できなかった日本の防空体制における問題と限界の一端を検討し、本空襲を日本の初期防空体制の整備における要素の一つとしてとして位置付けることが目的である。

本論文では引用史料中を除き、年号は全て西暦表記で統一した。

## 第1章 九州への敵機来襲の実態と日本国内における反応

本章では、1938年5月20日の九州への中国軍機来襲と、同年5月30日の国籍不明機侵入の実態について、日本に残る当日の記録から確認し、伝単投下地域の人口や地形といった地理的状況を明らかにして、多角的に考察を行う。また、両空襲に対する日本国内の反応を確かめることも目的である。

### 第1節 敵機来襲の実態

空襲当日の記録は、軍と警察組織、とりわけ特高によってそれぞれ記録が残されているが、その情報量は組織ごとに大きく異なる。

軍では『戦史叢書』において、陸軍と海軍の両方でわずかに記録されている。陸軍関係では『戦史叢書 本土防空作戦』にて「五月二十日午前四時頃熊本、宮崎両県下上空に国籍不明一機が現れ、太平洋上に機影を没した。その航跡にはほぼ一致する地域に「日本労働者諸君に告ぐ」と題するビラが散布されていた。このとき警報措置は執られなかった<sup>43)</sup>と記している。また海軍関係では『戦史叢書 中国方面海軍作戦〈2〉』で、「日本内地（北九州）空襲 五月二十日ハインケル爆撃機（乗員中国人各機四名）二機は、漢口、南昌、玉山を経て海門鎮（？）〔ママ〕に到着し、同地で準備の上、十九日二一〇〇発、二十日の〇三〇〇北九州上空に達した。本空襲による被害はなかったが、翌日の新聞は熊本県及び宮崎県方面に二十日四時ころ怪飛行機が現れ反戦ビラを散布し遁走したことを報じた<sup>44)</sup>と述べている。

また『戦史叢書 中国方面海軍作戦〈2〉』では、10日後の5月30日午後9時前後にも国籍不明の飛行機が現れ、陸軍の西部防衛司令部が約4時間にわたり空襲警報を発令したことが記載されている<sup>45)</sup>。『戦史叢書 本土防空作戦』において5月30日の警報発令についてももう少し詳しく書かれており、「西部防衛司令部においては二二一四警戒警報発令、二二五二空襲警報発令をラジオにより放送した<sup>46)</sup>とされている。

以上から、日本本土において警戒警報並びに空襲警報が訓練ではなく、初めて実戦で発令された記録があるのは5月30日のことであり、5月20日に陸軍は空襲警報どころか、警戒警報すら発令していないことがわかる。また海軍は空襲を行った機体をアメリカ製のマーチン B-10爆撃機ではなくハインケルという別の爆撃機に誤認している。このように、2回の空襲に対する当時の軍の記録はほぼ残っておらず、現状では『戦史叢書』にて、わずかに振り返られているのみであり、その内容にも事実と異なる箇所さえ存在する。ここから、軍は有効な防空作戦を展開することができておらず、敵国の軍用機を易々と侵入させてしまった挙句、その事態を軽視していることが伺え、さらに『戦史叢書』における記録は同盟通信社の『同盟旬報』に頼っていることから<sup>47)</sup>、軍内部における当時の記録がほぼ存在していない可能性も考えられる。

軍と異なり、詳しく当日の記録を残している所が警察組織、特に特高である。内務省警保局保安

課編の『特高外事月報』昭和十三年五月分には、中国軍機の九州来襲に対する詳細な調査記録が残されており、主に防空監視哨の証言から、中国軍機の来襲した時間帯とその侵入、空襲、離脱コースの割り出しを行い、地図を作成している。なお、『熊本県警察史』によると、この情報は熊本県警察部が各種の情報を収集し報告したという<sup>(9)</sup>。また防空監視哨の証言と中国側の放送から、来襲した機体は中国軍機で、機種をマーチン B-10とほぼ確定していることも注目すべき点である<sup>(9)</sup>。

『特高外事月報』における記述を確認すると、警察が熊本・宮崎両県下において広範囲かつ精密な聞き取り調査を行っていたことが明らかになる。また中国軍機の経路や機種を特定しており、そこから分析した情報の精度は高い。この調査によって、中国軍機のたどった経路はおおむね解明される。中国軍機が通った経路をまとめると大体以下のようになる<sup>(9)</sup>。

①中国軍機進入から二手に分かれるまで：葦北郡水俣町、佐敷町、日奈久町⇒球磨川下流から上流方面に飛行⇒下松球麻村（ここから伝単散布開始）⇒球磨郡人吉町（ここで中国機は二手に分かれる）

②二手に分かれてから再合流するまで（中国軍機 A）：人吉町川村、山江村、四浦、黒肥地村、湯前町、水上村⇒宮崎県西臼杵郡椎葉村

③二手に分かれてから再合流するまで（中国軍機 B）：人吉町⇒藍田村⇒宮崎県小林町

④再合流してから九州離脱まで：宮崎県延岡市到着までに合流⇒太平洋岸に出て海上で旋回⇒延岡市富岡町⇒熊本県人吉町⇒球磨川上流から下流方面に飛行⇒甕島方面から九州離脱

そして、『特高外事月報』には、5月30日までに発見、回収された伝単の数と発見場所が以下のように記録されている。この後も伝単の回収は続けられたと思われるため、この表は途中結果を表していると考えられる。

表 1：「印刷物発見表」

発見場所	発見部数五月三十日現在
熊本県球磨郡湯前町外十三ヶ村	九三三
〃 葦北郡下松求麻村	二八
宮崎県延岡市	二
〃 東臼杵郡門川町外六ヶ町村	三六五
〃 西臼杵郡諸塚村外一町村	一〇二
〃 西諸縣群小林町外一村	五〇
〃 児湯郡美々町外一村	四〇
合計	一五二〇

（内務省警保局保安課編『特高外事月報』昭和十三年五月分（内務省警保局保安課、1938年）35頁より作成）

この表から、実際に伝単を投下された地域として、熊本県球磨郡、葦北郡、そして宮崎県延岡市、東臼杵郡、西臼杵郡、西諸縣郡、児湯郡が明らかになってくる。これらの地域は延岡市を除い

て全て熊本県・宮崎県の県境における山間部に位置している<sup>(21)</sup>。また、球磨郡の位置する人吉盆地も平野部が存在するが、その四方は山地に囲まれている<sup>(22)</sup>。

これにより、伝単投下地域の多くが山間部の地域であり、投下された伝単は山中に落ちる可能性が高く、人々の手に届かなかったものも多かったと考えられる。実際に『特高外事月報』では、伝単散布の状況を「二県一市六郡下の山嶽地帯に最も多く撒布せられたる為その蒐集には相当困難を伴いたり。[中略] 前述山嶽〔ママ〕地帯への撒布事実を総合するに相当多数の印刷物を散布したることは疑ひなき所なり」<sup>(23)</sup>と述べており、ここから、多くの伝単は山岳地帯に投下され、回収が困難とされていることから、伝単投下地域の住民も手にすることが難しかったことがわかる。

また伝単を散布された地域の人口も、延岡市を除いて多くないことがわかる。以下の表は、当該地域における1930年代の人口である。

表2：「印刷物発見場所における1930年代の人口一覧」

発見場所	人口（参考年度）
熊本県球磨郡人吉町	18469(1935)
熊本県球磨郡湯前町	6473(1935)
熊本県球磨郡水上村	6114(1935)
熊本県球磨郡川村	4050(1935)
熊本県球磨郡黒肥地村	3847(1935)
熊本県球磨郡山江村	5334(1935)
熊本県球磨郡四浦村	2445(1935)
熊本県球磨郡藍田村	7103(1935)
熊本県葦北郡下松求麻村	7387(1932)
宮崎県延岡市	88327(1938)
宮崎県東臼杵郡門川町	7121(1938)
宮崎県西諸縣郡小林町	約35000(1936) <sup>(24)</sup>

（球磨郡教育支会編『球磨郡誌』（球磨郡教育支会，1941年）209頁～210頁，延岡市史編纂委員会編『延岡市史』（延岡市役所，1963年）253頁，諸塚村役場編『諸塚村史』（諸塚村役場，1962年）161頁，小林市史編纂委員会編『小林市史』第2巻（小林市役所，1966年）882頁より作成）

各地域の人口規模は大きくなく、唯一例外的に人口が多かった延岡市ではビラはほとんど回収されておらず、これは延岡市にたどり着くまでにビラをほぼ撒ききってしまったためと考えられる。ここから、中国軍機は都市人口を意識して伝単を投下していないことがわかる。ただし伝単が最も回収されている球磨郡では、伝単が投下された町村の合計人口は数万人に達するため、ここに投下された伝単は他の地域に比べると多くの人が目撃したと思われる。それでも伝単が投下された地域は非常に限られているため、広範囲における効果は薄かっただろう。

なお、上記の地域における本空襲の記録がわずかに確認できた。『水上村史』、『湯前町史』では、

「五月二十日午前四時十五分頃、中国軍の飛行機一機が、黒肥地村の須山地方に反戦ビラを撒いて飛び去って行ってからは、いよいよ灯火管制が厳しくなり、屋外灯の管制が強化され始めた」<sup>63</sup>と記している。ここから空襲後に灯火管制の引き締めという対策が行われたことが分かり、空襲への警戒レベルが引き上げられたことが伺える。また『球磨郡誌』<sup>64</sup>は1941年に出版されているが、伝単投下に対する記述は無かった。これは当時の編者たちに些事と思われたのか、はたまた検閲がなかったのか定かではないが、何にせよ伝単投下の事実は忘却ないし秘匿されていたと考えられる。

ここまで、特高による5月20日の中国軍機来襲についての記録から、当日の状況を明らかにしてきた。特高は少なくとも熊本県警察部を用いて、この事件を詳細に調査しており、『特高外事月報』に残された精密な記録から伺えるように、一連の空襲を深刻に捉えていた。

次に、5月30日の国籍不明機侵入についても確認しておく。こちらは『特高外事月報』にも記録がなく、軍の記録は『戦史叢書 本土防空作戦』において、『同盟旬報』に基づいた記述が残されているだけであった。それによると、5月30日夜9時に鹿児島県から国籍不明機2機が侵入し、熊本市付近上空を経て、1機は宮崎県上空に、もう1機は福岡県上空に到達し、夜11時20分に海上に機影を没したとある。このとき西部防衛司令部は夜10時14分に警戒警報を発令し、夜10時52分に空襲警報を発令し、これが日本本土における初の実戦における警報発令となった。この時は5月20日と異なり、伝単の散布は行われておらず、また爆弾の投下などによる物理的被害も存在しなかったと述べられている<sup>65</sup>。

ここまで、中国軍機と国籍不明機による、2度の九州来襲における当日の記録を確認してきた。残された記録から、両方の空襲において物理的被害は発生せず、5月20日に散布された伝単による思想戦の展開を許したことが「被害」となった。このとき投下された伝単の効果が薄く、また物理的被害を受けなかったとしても、日本本土に交戦国の軍用機の侵入を許して、空襲までさせてしまったことは、揺るぎようのない事実である。次節ではこの不祥事とも言える事件に対する日本国内の反応について確認していく。

## 第2節 空襲に対する国内の報道と反応

本節では、空襲後の国内における報道と、警察や軍の反応について確認していく。

新聞における報道では、5月20日の空襲が行われた翌日には新聞記事が書かれ、また号外を出す新聞社も存在した。例えば、『東京朝日新聞』5月21日付の記事には「支那？怪飛行機 九州に現はる 反戦ビラを撒き遁走」<sup>66</sup>という見出しでこの事態を報道している。こちらの記事では伝単投下の影響を「徐州攻略戦大勝に沸き返る同地方民は見戯にも等しい国内攪乱戦術を一笑に付して何ら人心に動揺はない」として、また中国側の「人道飛行」についての事実と異なる報道と、それを聞いて喜ぶ漢口の住民について「支那機の九州来襲を以て大戦果を挙げた如く針小棒大に報道し漢口市内は爆竹を上げるやら宛然厭戦気分であるが、これは徐州陥落をまぎらはすための宣伝であると見られている」として軽く見ている<sup>67</sup>。ところが、翌日の5月22日には社説で、この空襲により「日



本への空襲は敗餘の支那飛行機に取りてもなほ時に可能であることが、これによって立証された」と指摘して、日本側が迎撃も追撃もする余裕がなかったことを非難し、防空設備の改善や民間の協力による、警戒のさらなる強化の必要性を述べている<sup>60)</sup>。しかし、5月30日の国籍不明機の侵入に関しては飛行機の針路と空襲警報の推移を記しているだけにとどまり、続報は確認できなかった<sup>61)</sup>。

九州でもこれらの空襲に関する記事が確認できる。『宮崎新聞』5月22日付の夕刊では、「笑止千萬なる支那機 祖国日向に不穏じら配布」をはじめとして、いくつかの見出しで記事を載せているが、どれも空襲の物理的被害がなかったことや、中国側の誇大された発表を笑う内容となっている<sup>62)</sup>。また6月1日付の夕刊では、5月30日の国籍不明機の侵入に対する空襲警報の推移を記事にしている<sup>63)</sup>。また『九州日日新聞』では5月21日に「昨朝、熊本縣下へ怪飛行機飛來す」という号外を発行しており、ここでは上記の新聞と同じように「その行動は笑止千萬である」として嘲笑し、「斯の如きことによつて我方には何等の影響するところもない」と、その影響を軽視している<sup>64)</sup>。翌日の朝刊では、第六師団当局からの発表が載せられており、号外と同じく、空襲の影響を軽視しているが、それだけではなく九州が中国軍機の行動範囲になりうることを指摘したうえで、防空に万全を期す必要と、国民の防空への努力を励起させ、被害がなかったからと言って決して安心しきってはならないと述べている<sup>65)</sup>。ここから、空襲を軽視して嘲笑しているだけではなく、少なくとも西部防衛司令部は一定の問題関心を抱いていたことが明らかになる。また夕刊では続報が載せられており、発見者の氏名や、熊本県警察部、宮崎県警察部の発表が掲載されるとともに、西部防衛司令部参謀長の永見俊徳のコメントが紹介されており、攪乱に乗らないようにして防空体制を万全にするように呼び掛けている<sup>66)</sup>。そして5月31日の定例閣議で、陸相の杉山元から西部防衛司令部の報告に基づいた説明があったと述べられており<sup>67)</sup>、ここから中国機の空襲についての情報が陸軍上層部にまで届いていたことがわかる。他にも5月30日の国籍不明機の侵入に関しては、6月1日付の朝刊において西部防衛司令部からの報告を掲載している<sup>68)</sup>。

警察、特に特高も中国軍機の九州来襲に関する反応を残している。彼らが本空襲について重く受け止め、また情報収集を積極的に行ったことは前に述べた。しかし、その影響に関してはそこまで重要視していないことが確認できる<sup>69)</sup>。

#### (四) 地方民心に与へたる影響

支那飛行機来襲は前述のごとく早晩にして当該地方民の未だ就寝中のことなりしを以て機影目撃者或は爆音聴取者等比較的少く、而も単に印刷物の撒布に止まり爆弾投下等の事実無き為、人心の動揺は認め難く、寧ろ一樣にこの事実を目して敗戦支那の兒戲的行為なりと一笑に附し居れり。支那側の決死的反戦的策動の結果は却って地方民心に重大時期に際し一層の精神的緊張と防空施設を充実した実には備えざるべからずとの感を与え、逆効果を□したる状況なり。

なお印刷物の撒布は山岳地帯に多く、極めて少数なりし拾得者も殆ど素朴なる農民なりし為その印刷物の内容に対し何らの興味をも有らせざりし模様なり。

これまで確認してきたように、中国軍機による伝單投下は早朝に行われており、そもそも伝單

投下が行われたという事実を知らなかった住民が多数存在したことがわかる。また伝単の拾得者は少数であり、その影響については大きかったと考えることはできない。

また伝単投下後の特高による思想監視で目立った影響が表れなかったことも事実である。事態を重要視して調査していく中で、その影響度の薄さを確信したということが、特高の結論であろう。

その他の記録として、1938年6月に行われた司法省刑事局第五課が記録した「思想実務家会議事録」でも本空襲への言及が確認できる。この会議における塩野季彦司法大臣の訓示では「又支那国民政府は武力戦の失敗を回復せんが為、共產主義及反戦思想文書を撒布してわが国民の思想を動揺せしめんことを企て、毫も油断を許さざる実情であります」<sup>(4)</sup>として、中国側の思想工作に警戒していることが伺える。また長崎控訴院の高橋敏雄検事が会議中に九州への伝単投下について、以下のように言及している<sup>(4)</sup>。

それからごく最近のことでありまするが、支那の飛行機が参ったことに付いて人心が之に対して動揺して居るかどうか、其の点に付いて簡単に申しますと〔中略〕之は一般の管内の民心に対し殆んど影響がない。それは管内から夫々情報を取って見たのでありまするが、實際この飛行機が来たと云うことを知らぬ連中が多い。また爆音を聞いたものも別に気に掛けなかった、民心に対しましては殆んど影響はなかったが、これは油断をしてはならないという感じだけは相当覚醒を与えたようであります。

ここでも伝単投下は影響がそこまでなかったとして効力を否定しているが、中国軍機が九州に侵入したという事実が民衆の気を引き締める役割を果たしたとしている。伝単自体の効果はなくとも、この事態は全体として、伝単が投下された地域の住民の防空意識を向上させたと思われる。

中国軍機の九州来襲は早朝に行われたため、日本軍による妨害を受けることなく伝単投下を成功させることができた。しかし、早朝という時間帯は伝単投下を周知のものとするには至らなかった。また伝単投下地域はほぼ山岳地帯に位置し、人口が最も多かった延岡市に伝単はほぼ投下されておらず、そして何よりも第一次産業中心の地域に住む農民たちが伝単の内容に興味を持って理解した可能性は高くなく、実際に興味を持ってないという報告も上がってきていることが確認できた。そして日本国内でも新聞記事が出され、九州では号外まで出たものの、その話題性は長続きせず、日本国内では中国戦線における連勝を祝福し、軍も国民も「日本本土が空襲された」という事実を次第に忘れていった。

しかし、防空法が成立し、また防空演習も行なわれており、国民の防空に対する意識が萌芽しているこの時期に、何故この空襲に対して日本側は何一つ対抗策を打てないままに終わってしまったのか。また、軽視されてしまっているように思われるこの空襲であるが、その後の日本側の防空体制に変化はあったのであろうか。次章では、この空襲を受けた後の日本側において改善された事柄とそうでない事柄に注目し、日本における初期防空体制に対して本空襲が果たした役割と、それでも払拭できなかった防空体制の問題と限界について分析していく。

## 第2章 空襲後の日本の防空における変化と現状維持

ここまで確認してきたように、1938年に行われた2度の空襲に対して日本側は何一つ対抗できなかった。防空法が成立し、防空演習も行なわれており、防空体制の黎明期ともいえるこの時期に起きた空襲に対して、なぜ日本側は何もできずに終わってしまったのであろうか。

これらは軽視されたという従来の評価を一面的に飲み込むには一考を要する事件である。そこで本章では、空襲後に改善が図られた防空体制と、現状維持もしくは軽視されたそれを検討し、日本側の防空体制の欠陥と限界と、その中でも本空襲が後に残したことを明らかにする。

### 第1節 空襲後に改善が図られた点

最初に、2度の空襲を経て日本側が改善を行おうとした点に注目する。空襲後の日本側の反応は、第1章で確認したように軽視されるのが一般的であったが、そうでない部分も確かに存在していた。主なものに、伝達訓練を主な目的とした防空訓練の実施と、内務省防空通牒の通達が挙げられる。

まず、防空訓練について確認していく。5月30日の国籍不明機侵入から10日後の1938年6月10日から11日にかけて、西部防衛司令部の管轄地域で防空訓練が行われた。これが行われた経緯として、6月3日の『宮崎新聞』朝刊では、「全機関を動員して警報伝達総合訓練 西部防空全管区十、十一兩日実施」という見出しで、防空演習の実施を伝えるとともに、その目的の中で「二、本訓練の主なる目的は防空警報を迅速確実に伝達する方法手段の徹底的実施にあり」という項目が、他と比べて大きな文字で強調して記載されている<sup>(4)</sup>。ここから、この防空演習が警報を伝達するための情報伝達訓練であったことが分かる。『九州日日新聞』でも、6月3日に「最近の情勢に鑑み 防空の基礎的訓練」という見出しで、西部防衛司令部の発表が掲載されており<sup>(4)</sup>、『宮崎新聞』と同様に、上記の文章が大きな文字で強調されている。また、『防空調査資料 第1号』によると、西部防衛司令部では3月22日から26日にかけて、監視、通信、警報伝達等の総合的な防空訓練が行われていたことが分かる<sup>(4)</sup>。これが6月の防空訓練では警報伝達訓練に焦点が絞られており<sup>(4)</sup>、ここから中国軍機の来襲によって西部防衛司令部で一番問題視されていたことが、情報伝達であったと考えられる。第1章で確認したが、5月20日は空襲警報が鳴らされておらず、また5月30日は、空襲警報は鳴らせたが、侵入機の国籍は特定できなかった。そして、両方とも侵入機に対する迎撃や追撃といった防空作戦は行えなかった。

では、当時の警報伝達状況はどのようなものであったか。空襲の半年後に内務省計画局から出された『国民防空の要』には、防空警報との関係における防空監視の機能が図示されている。それによると、当時の敵機発見から防空警報に至るまでの防空監視網の伝達経路は以下の順番であった<sup>(4)</sup>。

- ①防空監視哨（複数）からの敵機発見の報告→防空監視隊本部へ
- ②防空監視隊からの情報報告→防衛司令部の陸海軍防空担任官へ

③陸海軍防空担任官からの報告→陸海軍防衛司令部司令官へ

④陸海軍防衛司令部司令官からの報告→県庁、市役所等へ防空警報伝達、発令

ここから、防空警報が発令されるまでに、伝達された情報が様々な場所を経由することがわかる。

また、『国民防空の榮』と同様に、空襲から約半年後に西部防衛司令部から出版された『防空手簿』という書籍が存在する。こちらは実際に空襲を受けた地域の防空を担当する西部防衛司令部による出版物であることから、空襲の影響を受けて作られた書籍の可能性が高いと考えられる。ここでは、防空監視哨、及び防空監視哨が所属する防空監視隊の役割について、「防空監視隊服務規程準則」という項目で、以下のように記されている<sup>(47)</sup>。

第一條 防空監視隊（以下監視隊ト稱ス）ノ主要タル任務ハ航空機ヲ監視シ之ニ關シ得タル情報ヲ報告スルニ在リ

第二條 監視隊ハ第三條ノ場合ヲ除キ地方長官及警察署長ノ指揮ヲ承ク

第三條 監視及通信ニ關シ陸海軍ノ行フ防衛ニ即應スル爲必要ナル事項ニ付テハ常該區域の防衛ヲ擔任スル陸海軍司令官又ハ其ノ指定スル者（以下陸海軍防空擔任官ト稱ス）ノ定ムル所ニ依ル

第四條 監視隊ハ防空監視隊本部（以下監視隊本部ト稱ス）一及防空監視哨（以下監視哨ト稱ス）若干ヲ以テ編成ス

〔中略〕

第十四條 監視隊本部監視哨ヨリ航空機ニ關スル報告ヲ受ケタルトキハ取捨選択スルコトナク第二號表情報通信要目ニ依リ直ニ之ヲ陸海軍防空擔任官に報告スベシ

〔中略〕

第二十條 監視哨航空機ヲ発見シ又ハ其ノ爆音ヲ聞キタルトキハ第二號表通信要目ニ依リ直ニ監視隊本部ニ報告スベシ

航空機視界又ハ聴界ヲ去リタルトキ亦同ジ

ここから、防空監視哨は警察署長・地方長官の指揮下にあり、かつ航空機の情報を軍に報告する任務から、軍と民間の防空体制を繋ぐ役割を果たしていたことがわかる。また、航空機に関する報告は取捨選択すること無く報告することを義務付けられていることから、情報が洩れ落ちることを、防空監視哨が気付かない場合を除いて、少なくともしようとしていると思われる。防空監視哨の情報を受けて、軍は防空作戦を展開することが可能であった。

また、防空監視隊の服務規定が、空襲後すぐに内務省からの発画として統一されていることも注目できる。それ以前は地域ごとに「防空監視隊服務規程」が設定され、その内容は完全に統一されていたものではなかった<sup>(48)</sup>。しかし1938年7月9日に、内務省から「防空監視隊服務規程」が出され<sup>(49)</sup>、上記の『防空手簿』ではその内容がそのまま引用されている。本空襲と関連があるのかどうかは現時点では不明であるが、時期的に何らかの関連がある可能性も考えられる。

話を防空監視哨に戻す。当時、防空監視哨単体の訓練が行われていたことも確認できる。『熊本県警察史』によると1937年7月1日には熊本県玉名郡南関町の南関警察署管内で、防空監視哨の

通信訓練が実施されたことが述べられている<sup>60</sup>。これにより、防空監視哨はただ設置されただけではなく、訓練が行われ実戦に備えられていたこともわかる。そして第1章で確認したように、防空監視哨は5月20日、5月30日の両日において、実際に侵入機を把握できている。

ただし、防空監視哨が訓練され機能していることは確認できるが、第1章で挙げた新聞記事には、警察署から監視所に連絡が言っているという記述もあり<sup>61</sup>、すべての監視哨が機能していたわけではないことも伺える。また、防空監視哨が侵入機を発見して防空監視隊本部に連絡しても、そこから防空担任官への伝達がうまくいかなかった可能性もある。この連絡は民間から軍への境目であり、情報伝達において問題が生まれうることも考えられる。そして防空監視哨から上がってきた情報は軍の作戦室に送られ、警報発令等の防空上の判断の基礎となったが<sup>62</sup>、ここから、防空担任官から防衛司令官への伝達に齟齬が生じたか、軍内部で空襲警報を鳴らさないという判断が下された可能性もある。いずれにせよ空襲警報が一切発令されていないことから、侵入機の情報がそもそも伝わっていないか、軽視されて空襲警報発令の判断が下されなかったと考えてよいだろう。

以上から、6月10日から11日にかけて行われた防空訓練は伝達において発生した問題を重く受け止めた結果、行われたものだと考えられる。

次に、内務省防空通牒にみる、自衛防空方針の決定について確認していく。1941年に防空法が改正され、追加された項目の一つに「空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者、其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ム所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ」<sup>63</sup>という、空襲を受けた際に、基本的に住民は避難せずに消火活動に従事することを定めた項目がある。これは1939年5月に出された「国民防空強化促進に関する件」や「国民防空指導に関する指針」の段階で、既に同様の言及があるが<sup>64</sup>、内務省からの通達として公式に言及された初出が、この1938年6月1日に出された内務省防空通牒であると思われる。『東京朝日新聞』は6月1日の朝刊で、この通牒が出された動機として九州への空襲を挙げながら、「一、老幼者及び病者二、通行人三、火災、被毒、破壊等のため止むを得ざる者 右の者は避難を許すがそれ以外の民衆は絶対に避難を認めず、家族を挙げて家を護らせる」と、通牒の内容について記載し、国民の自衛防空への協力を促している<sup>65</sup>。また、『九州日日新聞』では6月1日の日刊で、この通牒について『東京朝日新聞』より詳しく通牒の内容を掲載している。内容は以下の通りである<sup>66</sup>

一、空襲の警報が発せられた場合一般国民は自由に避難してはいけない即ち公衆避難は原則として認めない避難所に收容するのは老幼者、病者、通行人及び火災、被毒、破壊などのため已むを得ざる場合に限る

一、国民は自己の家にあつて火災豫防爆弾破片の飛來防止など先づ自衛防空につとむべきこと  
この通牒が発せられる以前から、国民の防空意識を啓蒙する書籍でも、このような指摘は既に存在した。例えば、1933年に出された陸軍の退役軍人の保科貞次の著作である『国民防空訓練』では、空襲時の避難について、日本の都市における避難所の少なさから全員が避難所内に避難できないとして、避難所に逃げ込む人を老人や婦女子に限定し、働き盛りの若い人は都市防護の第一線で

活動すべきだとしている<sup>60</sup>。また『防空読本』では、避難時の混雑と混乱を防ぐために、警報が鳴ってもすぐに家から離れずに、騒がずじっとしていたほうがいと推奨している<sup>60</sup>。空襲直前の1937年に防空知識普及会から出された『国民防空読本：空襲に対する国民の用意』でも同様に、老人や婦女子、けが人等特定の人々を除いて、避難せずに都市防空に邁進するようにと述べる<sup>60</sup>。

このように、1938年の内務省防空通牒が発せられる前に、すでに民間向けの防空啓蒙書や防空演習では、基本的には空襲の際に住民は避難せずに、消火をはじめとした防護活動に従事することが奨励されていたことがわかる。これが内務省防空通牒によって公式に定められた契機として、実際に日本本土が初めて受けた本空襲は確かな影響を与えていたと考えられる。

また上記のほか、5月28日に行われた内務省防空専門委員会の設置が挙げられる。『同盟旬報』では「現下の時局に鑑み防空諸施設の完璧を期するため内務省官制を改正し廿八日勅令を以て公布した」<sup>60</sup>とあり、また『東京朝日新聞』にも設置を知らせる記事が掲載されている<sup>60</sup>。防空専門委員会の設置がいつから協議されていたのかは定かではないが、空襲直後の成立であり、本空襲を受けた内務省の対応の一つである可能性が考えられる。

2度の空襲は基本的に軽視されていたものの、内務省を中心として国民の防空体制への動員に向けた体制整備が行われたり、西部防衛司令部限定だが、空襲の反省を受けた防空訓練が行われたりしているなど、その経験を生かした取り組みが全く行われていないわけではないことがわかった。しかしこの後本空襲は教訓にされなくなっていく。空襲直後には上記のような一定の反応が存在したはずが、どうして薄れていったのか。次節では、実際の防空作戦の中心にいた陸軍の状況を確認しながら、本空襲を経ても現状維持ないし軽視された点について検討する。

## 第2節 空襲後も現状維持・軽視された点

第1節では、西部防衛司令部の行った防空演習と、内務省から出された内務省防空通牒について確認し、本空襲に対して少なからず問題意識を抱いていた箇所について言及した。そこで本章では、本土防空を軍防空の立場から中心になって担う陸軍全体では、空襲後にどのような反応を示して対策を練ろうとしていたのかについて確認する。

前節で確認してきたように、西部防衛司令部では、上記のように一定の問題関心を抱いていたことが伺え、彼らの問題意識は防空訓練という形で反映された。しかし、陸軍全体としてはこの事態に対しても特に反応が存在せず、また『戦史叢書』によれば、記録を『同盟旬報』に頼っていることから、当時記録されなかったか、記録が廃棄されたことが伺え、全体としては問題関心が低かった。前章で確認したように、防空監視哨が中国機の来襲を確認しているにもかかわらず、空襲警報は鳴らされなかったようであり、防空に対する油断、及び認識の甘さが伺える。

ただし、この中でも例外が存在する。参謀本部第一部第四課は、今回の中国軍機の九州来襲を重く見ており、以下のように述べ、防空組織の速やかな強化を主張した<sup>60</sup>。

一 この空襲は、わが地上軍が連戦連勝し、また航空撃滅戦により戦場の制空権をほとんど完

全に獲得しているときに行われたこと。

- 二 従って、相手国に補充、補給の能力があり、また空襲の企図があれば、わが制空の間隙を縫い空襲の実施が可能であること。
- 三 中国機の来襲は少数機、夜間という悪条件ではあったものの、現防空体制では来襲機の補足が極めて困難であること。

ここから、防空に対する認識が全体的には甘かったものの、それに対する反対意見はこの時期既にあり、実際に日本本土が攻撃された事実を重く受け止めていた部署が存在していたことがわかる。

しかし、日本軍は1938年の10月に武漢、広東を占領し、中国軍主力を大陸西部に撤退させ、中国空軍による本土空襲の懸念は大いに減少したと考えていた。武漢攻略作戦終了後の1938年11月30日、大本営は朝鮮軍司令官及び西部防衛司令官に対し、速やかに防衛管区内に在る防空部隊を集結し待機させることを命ずるとともに、待機部隊に命令受領後に12時間以内に出動できる準備をするように命じて、また軍に関係ある軍部以外の防空に関してもこれに準じて処置するよう指示し、防空戦備を緩和してしまった<sup>63</sup>。日本軍全体としては、実際に日本本土に敵機が侵入してしまうという大事件を経ながらも、それを問題化せず、戦勝の結果、防備を固めるどころか緩和してしまったのである。ここに日本軍の油断と、事件に対する軽視ないし隠蔽を垣間見ることができる。

この原因として、第一に日本軍は本土防空に対して極端な攻勢思想を持っていたことがあげられる。『戦史叢書 本土防空作戦』等の先行研究で既に言及されているが、元来陸軍は古来の兵学思想に基づいて攻勢を重視しており、1928年2月に、参謀本部は国土防空研究において、合理的な国土防空の方針、所要兵力、防空組織を、日本陸軍の攻勢を極度に重視する姿勢を国土防空の方針に反映して、以下のように決定した<sup>64</sup>。

- 一 外征軍により敵の空襲根拠地を絶滅す
- 二 爆撃機並びに水上艦艇により 敵の空襲根拠地もしくは航空母艦を撃破す
- 三 直接防空のため各方面の用度に従い 航空並びに地上防空隊を整備し来襲する敵機を遊撃す
- 四 灯火管制、小暴騰消極的防護手段を十分ならしめ以て損害を減少す
- 五 以上各種の手段をして最も有効ならしめんか為防空組織を全国に統制す

ここでは、侵入してくる敵機から日本本土を防衛するのではなく、敵機が飛来してくる敵国の航空基地を撃破することを優先しながらも、国内の防空状況を整備することも言及している。1936年の用兵綱領でも「国内の防衛は外征作戦の本領に背馳しない範囲内で実施する」と明示されており、その後の極東ソ空軍の急増により、この攻勢思想はさらに増強されていき、またイタリアの軍人ドーエが1923年に発表した『制空』が、1935年ごろに陸軍航空関係者に熟読されたことにより、航空機は攻勢兵器であり、防勢には不適なものであるという『制空』の要旨から、攻勢極度重視の思考に影響を与えた可能性を示唆している<sup>65</sup>。また、黒田氏によれば、防空法案に対する帝国議会の質疑応答で、衆議院における「消極的よりも積極的の態度に出た方が宜しくはないか」という、攻撃される前に相手の基地を潰すという積極防衛論を支持した議員からの質問に、陸軍次官梅

津美治郎がそれを容認したうえで消極的防空—つまり日本本土における防空—を考慮するという旨の回答をしていること、また貴族院における議員から海軍次官山本五十六に対して、防空法の規定は消極的防空であり、どうしても日本の現状では積極的防空に出られないとして、日本本土に敵機を一機も来させないだけの決心と責任を持っていて演習を行っているので、その研究についての話を聞かせてもらえると国民は安心するとして、意見を求めていることについて触れている<sup>69</sup>。これに対する山本の回答は記録されていないため不明だが、そのあとに質問をした議員から詳細な説明への感謝と、日本上空に敵機を一機も飛ばさないことへの研究の実効が得られることを願い、謝意を表しているため、積極的防衛に対する指摘はなされておらず、非現実的である積極防衛論を意識していたのは軍人だけでなく、また自国の都市や防空が弱体であるから先制攻撃をかけるということが危険な賭けであることに、誰も気づいてなかったことを、黒田氏は指摘する<sup>70</sup>。

このような極端な攻勢思想は、上記の参謀本部第四課でも例外ではなかった。参謀本部第一部第四課の難波三十四が1942年に書いた『防空』は、九州への中国軍機来襲が記録されている数少ない文献である。上記の参謀本部第四課からの進言も難波の回想がもとになっており、彼自身がこれらの空襲に対して問題意識を抱いていたことが伺える。しかし、難波は『防空』の中の「第四篇防空」の冒頭で、防空の目的と内容を理解させるための端緒として、「防空の目的を完遂し、すなわち防空必勝を期する爲には、先づ外征軍の侵攻撃滅戦によつて敵空軍の撃滅を企圖せねばならない」<sup>71</sup>として、本土防空のために対空装備を充実させるのではなく、敵の飛行場の占領や航空母艦の撃破といった攻勢作戦を主にしている。もっとも、直後に難波は「これのみを以て我が本土の空襲は免れ得るものではない」と述べ、敵機に本土来襲の機会があることを指摘し、実際に九州への空襲についても触れ、敵機に対する防空を、国土防衛軍と全国民が担うべきだとしている<sup>72</sup>。難波は積極攻勢主義に完全にのめりこんでいるわけではなく、九州への空襲を問題視したうえで国民の防空体制への協力を励起しているが、そのような難波でさえも攻勢主義思想から逃れられていない、もしくは難波自身が問題視していても全体としては攻勢主義から脱していないことに、日本の防空思想の限界を読み取ることができる。

軽視されたもう一つの大きな要素として、思想戦の存在があげられる。上記した難波の『防空』では爆撃の際に投下される可能性がある爆弾をあげ、その中に「宣傳文其の他」と伝単を併記して、「其の効果は時に数種の爆弾も及ばない効果を發揮する場合もある」<sup>73</sup>として、伝単の持つ威力を記載してはいる。しかし、ここまでいくつか挙げた防空啓蒙書では、投下予想されるものは爆弾や焼夷弾といった物理的被害を与えるものに限定されており、思想戦の展開を目的とした伝単に関しては一切記載されていない。これは日本国内において、伝単を投下されるという思想戦そのものに対する認識が欠落していたことを示している。シベリア出兵の時に、既に日本軍は前線において共産主義者からの伝単を受け取った経験があり<sup>74</sup>、その影響力は問わないとしても思想戦という戦略についての研究を行う契機は存在したはずである。しかし伝単による空襲が思想戦において重要だとしても物理的被害を及ぼさないことから、防空の立場から伝単の重要性は無視されたのであろう。



ドイツでは、中国軍機の九州来襲の際に伝単が散布されたことについて、『LZ 通信』（防空並防毒情報）において触れられている<sup>72</sup>。『LZ 通信』には、「紙の弾薬」という題で記事が載せられており、「此の事件は防空の—中心問題に觸れるものである」と、その重要性を指摘している。また第一次世界大戦の際に、ドイツが宣伝材料とともに捕らえられた敵軍の飛行士は即刻裁判を以て銃殺刑を断行すると脅し、イギリスがそれにより無人の紙製気球で伝単を運んだ例を挙げながら、このような思想戦に対してヨーロッパの国々の軍首脳部が重大視していたことを述べ、またその影響に対しては「可能なる損害—漸次に現れ来る精神的害毒—を推定し見極めることは困難であり、又それだけでも適切なる対策を見出すことは困難となる」<sup>73</sup>として、その効果についても言及し、「紙の爆弾は將來の戦争に於て鋼鐵の爆弾に劣らぬ重大な意義を有するであろう」と締めくくっている<sup>74</sup>。ここから思想戦、特に航空機からの伝単投下の影響に対して、欧州各国では重大視していたことがわかる。しかし、日本はそのような記事を翻訳して確認して、さらに実際に伝単を散布されたにもかかわらず、その影響を軽視し続けたことが伺える。もっとも、『LZ 通信』では「日本に於ける防空」という題で、空襲を経て日本国内の防空問題研究が進んでいることや、空襲警報におけるサイレンの統一が1938年の空襲を契機に行われたことや、第2章第1節で触れた内務省防空通牒といった、空襲後に日本で発せられた訓令について言及している<sup>75</sup>。ここからも第1節で確認したように、本空襲を受けて日本国内では何も起きなかったわけではないことが確認できる。

しかし、内務省では部分的に改善を図られたことが存在しても、軍防空において防空の中心を担うはずの陸軍では、防空思想の改善や思想戦の軽視など、全体的な問題に対しては改善を図ることなく、現状維持もしくは軽視したまま進んでいくこととなってしまった。この後、1942年のドーリットル空襲において、日本は三度目の空襲を受け、その際も敵機の本土への侵入を防げず、敵機を取り逃がしてしまい、その上日本本土は爆弾による物理的被害を被ってしまう。奇襲された状況は異なれども、防げなかった原因は一部から問題視されていたこの空襲を、全体としては軽視ないし隠蔽した、軍の根本的な防空意識や思想戦認識の欠如に問題があったと思われる。

## おわりに

ここまで本論文では、日本本土が史上初めて空襲を受けることになった1938年5月20日の九州への中国軍機来襲と、それに続く同年5月30日の国籍不明機侵入について注目して、両空襲が日本本土における防空体制に与えた影響について検討してきた。当時戦況が有利だったにもかかわらず、交戦国の航空機に侵入され、なおかつ何も防空作戦を取れず、空襲警報すら鳴らせなかった本空襲は、大きな問題として扱われるべきものであった。しかし、伝単が散布された地域は熊本、宮崎両県の山間部であり、人口も多くなく、散布された伝単は人々に届きにくい状況であり、また当時の日本国内は徐州での勝利に浮かれており、報道では伝単の影響を一切ないものとして一笑に付して、事件を軽視する見方が一般的であった。

しかし、内務省計画局防空課からは内務省防空通牒の通知による国民の防空体制への動員や空襲

警報の統一化など、日本における防空体制の整備における契機となった。ここから、内務省にとって本空襲は、国民の防空体制への動員に向けた体制整備への大きな契機の一つとして機能したことがうかがえる。また西部防衛司令部では、空襲時の伝達に問題を見出し、警報伝達を中心とする防空訓練を実施することで、空襲への反省を生かそうとした。ここから、局地的には軍も本空襲に対して問題意識を抱いていたことがわかる。

だが、防空作戦を展開して日本本土の防空において中心となる陸軍全体では、参謀本部第一部第四課のように本空襲を問題視する勢力は一部存在したが、全体としては極端な攻勢主義にとらわれたままであり、本空襲を問題視していた代表的な人物の一人である難波三十四ですら攻勢主義から抜け切れていない、または主流になれなかったところに、日本の防空体制の問題と限界が伺える。そして、当時ヨーロッパでは重要視されていた伝単散布のような思想戦について、ドイツにおいて本空襲が取り上げられ、日本国内で記事が翻訳されており、その重要性を考える機会が存在したはずであるが、伝単に関しては、難波が『防空』において触れるまでは、防空啓蒙書の中では一切触れられておらず、空襲の中での思想戦への対策は軽視され続けられたと考えられる。

この後日本は1942年にドーリットル空襲を受け、またしても日本側は交戦国の軍用機による奇襲を防げなかった。日本本土初空襲という事件を経験したにもかかわらず、教訓として生かすことがなかった陸軍の防空体制が、奇襲を防ぎきれなかった一因につながっていくのではないだろうか。1940年に行われた特別防空演習に対して、難波三十四は「この演習により、軍防空の貧弱さが一般的に認識されたことは確かである」<sup>90</sup>と回想しており、少なくとも1940年の時点では軍防空の体制において進展は見られなかったと思われる。日本の初期防空体制の問題と限界は、内務省の多少なりとも行った改善に呼応することを可能にしなかった、陸軍全体の防空認識及び思想戦の軽視にあり、ここに内務省と陸軍の連携が取れていない場面の一つが確かに提示されている。

今後の課題としては、1938年の伝単投下が熊本、宮崎県下でどのように記憶されているかについて、現地調査を行いたいと考えている。本論で述べたように、空襲後に現地を調査した熊本県警察部と特高や報告を受けたであろう司法省刑事局では、伝単の影響はなかったとしているが、現地における空襲の記憶の中ではどのように位置づけられているのか、実地の調査で確かめていきたい。

また、陸軍内で防空における極端な攻勢主義が主流であり続けた原因についても、深く掘り下げることができなかった。こちらの更なる分析も、残された課題として提示したい。

## 【注】

- (1) 『蒋介石秘録』第12巻において本空襲は「血を流さない人道飛行」と題され、以下のように記述されている。  
わが軍が徐州から転進した十九日〔執筆者注：5月〕の午後三時二十三分、漢口から二機のマーチン B10 爆撃機が日本へ向けて飛び立った。〔中略〕搭載したのは爆弾ではなく20万枚の宣伝ビラであった。〔中略〕二機は寧波で給油した後、二十日午前二時四十五分、九州上空に達し、長崎、福岡、久留米、佐賀などの主要都市と四国の一部にこのビラをまき、二十日正午前、無事漢口に帰投した。一滴の血も流さなかった。この「日本本土爆撃」はのち「人道飛行」と呼ばれた（サンケイ新聞社『蒋介石秘録』第12巻（サンケイ出

- 版, 1976年) 143頁~144頁)。
- (2) 1903年~1982年。小説家, 評論家。東京帝国大学国文学科卒。プロレタリア文学運動に加わり, 小説家として活躍。1936年に中国に渡り, 戦時中重慶で在華日本人反戦同盟を結成し, 日本兵の投稿工作や捕虜教育を担当(日外アソシエーツ株式会社編『20世紀日本人辞典』(紀伊國屋書店, 2004年) 665頁)。また, 中国軍機が投下した伝単を作成したのも鹿地である(鹿地亘『抗戦日記』(九州評論社, 1948年) 45頁)。
  - (3) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 陸海軍年表』(朝雲新聞社, 1980年) 385頁。
  - (4) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(朝雲新聞社, 1968年)。
  - (5) 前掲『戦史叢書 陸海軍年表』385頁。
  - (6) 浄法寺朝美『日本防空史』(原書房, 1981年)。
  - (7) 柳澤潤「日本陸軍の本土防空に対する考えとその防空作戦の結末」, 防衛庁防衛研究所編『戦史研究年報』第11号(防衛庁防衛研究所, 2008年)。
  - (8) 土田宏成『近代日本の「国民防空」体制』(神田外語大学出版局, 2010年)。
  - (9) 同前, 27頁。
  - (10) 黒田康弘『帝国日本の防空対策』(新人物往来社, 2010年)。
  - (11) 萩原充「中国空軍の対日戦略—日本爆撃計画を中心に—」, 波多野澄雄, 戸部良一編『日中戦争の軍事的展開』(慶應義塾大学出版会, 2006年)。
  - (12) 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』(岩波書店, 2012年)。
  - (13) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』48頁。
  - (14) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 中国方面海軍作戦 <2>』(朝雲新聞社, 1975年) 67頁。
  - (15) 同前, 67頁。
  - (16) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』48頁。
  - (17) 『同盟旬報』昭和十三年五月中旬號(同盟通信社, 1938年) 25頁, 『同盟旬報』昭和十三年五月下旬號(同盟通信社, 1938年) 15頁~16頁。
  - (18) 熊本県警察史編纂委員会編『熊本県警察史』第2巻(熊本県警察本部, 1982年) 1096頁。
  - (19) 内務省警保局保安課編『特高外事月報』昭和十三年五月分(内務省警保局保安課, 1938年) 31頁。
  - (20) 同前, 31頁~32頁。
  - (21) 論文中における熊本県, 宮崎県の地理情報については, 下中邦彦編『熊本県の地名』(平凡社, 1985年), 平凡社地方資料センター編『宮崎県の地名』(平凡社, 1997年)に記載されている各地域の情報を参考にした。
  - (22) 前掲『熊本県の地名』792頁。
  - (23) 前掲『特高外事月報』35頁。
  - (24) 小林町の1938年における正確な人口数は確認できなかったものの, 1936年に引退した小林町の名助役であった田畑吉次への感謝状に「君が本町政に執掌せらるること四拾年なり, 人口一万に過ぎざりし当時の小林村は今や人口三万五千を加え」という記述が見られる(小林市史編纂委員会編『小林市史』第2巻(小林市役所, 1966年) 882頁)。ここから1938年の人口も35000人程度であったと推定し, 表記を「約35000」とした。
  - (25) 高田素次編『水上村史』(水上村教育委員会, 1970年) 479頁, 高田素次編『湯前町史』(湯前町役場, 1968年) 672頁。なお, 両方において一言一句違わず記述されており, 作者が同じことから, どちらの本にも同じ記述を残したと思われる。
  - (26) 球磨郡教育支会編『球磨郡誌』(球磨郡教育支会, 1941年)。
  - (27) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』48頁。
  - (28) 「支那? 怪飛行機 九州に現はる 反戦ピラを撒き遁走」, 『東京朝日新聞』1938年5月21日付。
  - (29) 「笑止お祭り騒ぎ 漢口では爆竹」, 『東京朝日新聞』1938年5月21日付。
  - (30) 「敵機に対する警戒」, 『東京朝日新聞』1938年5月22日付。
  - (31) 「昨夜敵機現る 九州・朝鮮に警報とぶ」, 『東京朝日新聞』1938年5月31日付。
  - (32) 「笑止千萬なる支那機 祖国日向に不穏ピラ配布」, 『宮崎新聞』1938年5月22日付。

- (33) 「敵機九州に飛来 各地に空襲警報發せらる」、『宮崎新聞』1938年6月1日付。
- (34) 「昨朝、熊本県下へ怪飛行機飛来す」、『九州日日新聞』1938年5月21日付。
- (35) 「極めて拙く兇戯に類す 然し今後努力が必要 第六師団当局談」、『九州日日新聞』1938年5月22日付。
- (36) 「攪乱策に乗るな」、『九州日日新聞』1938年6月1日付。
- (37) 「九州方面の敵機襲来を報告 けふ、閣議に陸相から」、『九州日日新聞』1938年6月1日付。
- (38) 「襲来の敵機、逃避して吾れに何等の被害なし」、『九州日日新聞』1938年6月1日付。
- (39) 前掲『特高外事月報』37頁。
- (40) 「思想実務家会同議事録」(昭和十三年六月)、社会問題資料研究会編『社会問題資料叢書 第一輯』(東洋文化社、1977年)所収、21頁。
- (41) 「思想実務家会同議事録」(昭和十三年六月)、社会問題資料研究会編『社会問題資料叢書 第一輯』(東洋文化社、1977年)所収、157頁～158頁。
- (42) 「全機関を動員して警報傳達総合訓練 西部防空全管区十、十一兩日實施」、『宮崎新聞』6月3日付。
- (43) 「最近の情勢に鑑み防空の基礎的訓練」、『九州日日新聞』6月3日付。
- (44) 内務省計画局編『防空調査資料 第一号』(内務省計画局、昭和13年至昭和14年)12頁。
- (45) 同前、12頁。
- (46) 内務省計画局編『国民防空の栞』(内務省計画局、1938年10月)7頁。
- (47) 西部防衛司令部編『防空手簿』(西部防衛司令部、1938年10月)204頁。
- (48) 例として、山形県警察部編『防空演習実施記録』(山形県警察部、1936年)92頁～100頁、兵庫県国防協会播州国防研究会本部編『護れ!!!我等の郷土を』(兵庫県国防協会播州国防研究会本部、1936年)1頁～5頁、関東防空演習統監部編『関東防空演習諸規定集』(関東防空演習統監部、1933年)99頁～128頁に「防空監視隊服務規程」や「防空監視隊服務要領」といったものが出てくるが、どれも内容は共通事項が多いものの、文言は一致していない。
- (49) 内務省防空局編『防空関係法令及例規』(内務省防空局、1942年3月)54頁～59頁。
- (50) 前掲『熊本県警察史』1091頁。
- (51) 前掲「昨朝、熊本県下へ怪飛行機飛来す」。
- (52) 大霞会編『内務省史』第3巻(地方財務協会、1970年)502頁。
- (53) 『官報』1941年11月26日。
- (54) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』65頁。
- (55) 「敵機来る!の場合逃げずに家を守れ!」、『東京朝日新聞』1938年6月1日付。
- (56) 「敵機襲来に慌るな しっかり家を護れ」、『九州日日新聞』1938年6月1日付。
- (57) 保科貞次『国民防空訓練』(日本防空協会、1932年)57頁。なお、保科貞次の経歴は氏家康裕「国民保護の視点からの有事法制の史的考察—民防空を中心として—」、防衛省防衛研究所戦史室編『戦史研究年報』(防衛省防衛研究所戦史室、2005)所収、10頁。
- (58) 大場弥平『防空読本』(偕成社、1937年)140頁。
- (59) 防空知識普及会編『国民防空読本:空襲に対する国民の用意』(軍事教育社出版部、1937年)113頁。
- (60) 『同盟旬報』昭和十三年五月下旬號(同盟通信社、1938年)45頁～46頁。
- (61) 「専門家を動員して防空施設を攻究 内務省に委員会設置」、『東京朝日新聞』1938年5月29日付。
- (62) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』48頁。なお、参謀本部第一部第四課は、1936年6月5日の参謀本部編成改正において、参謀本部第一部第三課から第四課へと改称し、要塞課の俗称が防衛課に変わり、要塞、防衛、警備を司る部署になった(同前、34頁、秦郁彦編『陸海軍総合大辞典 第2版』(東京大学出版会、2005年)322頁～323頁、510頁)。
- (63) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』49頁。
- (64) 同前、13頁。
- (65) 同前、33頁。
- (66) 前掲『帝国日本の防空対策』85頁。
- (67) 同前、85頁～86頁。

- (68) 難波三十四『防空』（ダイヤモンド社，1942年）127頁。
- (69) 同前，130頁～131頁。
- (70) 同前，107頁。難波三十四は岡山県出身で，1933年から1941年まで参謀本部において防空等を担当する課に勤務しており，1939年12月には参謀本部第四課課長代理になり，以後1年以上課長代理を務めていた（氏家康裕「防衛庁からの戦史(1)民防空と難波三十四参謀」，防衛弘済会編『Securitarian』2005年4月号（防衛弘済会，2005年）所収，53頁）。また，第四課課長時代の階級は中佐であった（前掲『陸海軍総合大辞典第2版』323頁）。
- (71) 既に日本兵はシベリア出兵の際に「シベリア派遣日本兵士諸君に訴ふ」，「シベリアに於ける日本の兵士諸君」（藤原彰編『資料日本現代史1 軍隊内の反戦運動』（大月書店，1980年）4頁～6頁）と題された伝単を，前線で反戦活動をする共産主義者の日本人等から受け取っていた（同前，400頁～401頁）。
- (72) LZ通信とは，ドイツのベルリンにおいて，法学博士ギュンタール・ツォン・プロエツ氏によって発行されている週刊行物である（内務省計画局編『防空調査資料 第四号』（内務省計画局，昭和13年至昭和14年）76頁）。なお，このギュンタール・ツォン・プロエツ氏の詳細並びにLZ通信の原本については原状アクセスができておらず，『防空調査資料』に収録されている翻訳された記事から内容を確認した。
- (73) 同前，81頁。
- (74) 同前，82頁。
- (75) 同前，82頁。
- (76) 前掲『戦史叢書 本土防空作戦』66頁。